

岡山市内のLPガス利用者に対して、10月及び11月のLPガス料金を値引きします

岡山市内の半数を超えるご家庭などで利用されているLPガス利用者の負担軽減を図るために、10月及び11月の2か月間、合計で最大2,000円(税抜)をLPガス料金から値引きします。

なお、利用者の方の手続きは必要ありません。自動的に請求料金から差し引かれます。

1 値引きの対象となる方

岡山市内の一般家庭および業務用(飲食店など)としてLPガスをお使いの方
※高圧ガス保安法上の消費者、国及び地方公共団体等の公的機関は対象外

2 対象期間(使用月)

令和5年10月分から11月分まで(2か月分)

3 値引きの方法

対象期間について、契約件数(メーター)1件につき、1か月あたり1,000円(税込1,100円)が、差引かれた額での請求となります。

※請求料金が、1,000円(税込1,100円)未満の場合は、請求料金が上限となります。

※利用者の方の手続きは必要ありません。自動的に請求料金から差し引かれます。

4 その他

本事業は、岡山市からの補助を受け、一般社団法人岡山県LPガス協会が実施します。

【問い合わせ先】 岡山市 産業振興課 直通086-803-1325
担当 二ノ宮・岡村(内線4520・4528)

LPガス料金高騰対策支援事業について

令和5年9月26日
産業振興課

岡山市内

のLPガス利用者に対して

LPガス料金を
最大 **2,000** 円 ※
(税抜) 値引きします

10月・11月分の2か月分

※月額上限1,000円(税抜)×2か月

岡山市内の約半数の家庭などで利用されている、LPガス料金が高騰していることから、市民の負担軽減策として、一般の家庭や業務用(飲食店等)のLPガス利用者のLPガス料金について、1か月1契約あたり1,000円(税込1,100円)を上限に、10月及び11月分の2か月分にわたり値引きを実施するものです。

本事業は、岡山市が補助金を支給し、一般社団法人岡山県LPガス協会が実施します。

値引きの対象となる方

岡山市内の一般家庭及び業務用(飲食店など)としてLPガスをお使いの方

※高圧ガス保安法上の消費者、国及び地方公共団体等の公的機関は対象外

対象期間(使用月)

令和5年10月分から11月分まで(2か月分)

値引きの方法

対象期間について、契約件数(メーター)1件につき、1か月あたり1,000円(税込1,100円)が、**差し引かれた額での請求**となります。

※請求料金が1,000円(税込1,100円)未満の場合は、請求料金が上限となります。

利用者の方の手続きは必要ありません。自動的に請求料金から差し引かれます。

問合せ先

岡山市LPガス料金高騰
対策支援事業
コールセンター
(050-3659-9333)

岡山市LPガス料金高騰
対策支援事業
専用ホームページ

